

諮問番号：平成28年（処分）諮問第1号

答申番号：平成28年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「審査請求人」という。）が提起した処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による平成28年度（2016年度）固定資産税及び都市計画税に関する賦課処分（以下「本件処分」という。）についての平成28年5月28日付け審査請求を棄却することが適当であるという審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は妥当である。

第2 事実の経過

- 1 審査請求人及び審査請求外B（以下「B」という。）は、平成28年1月1日において、西宮市〇〇〇〇の土地（以下「本件土地」という。）の所有者として、登記簿に登録されている者である。
- 2 平成28年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対して、本件処分を行い、同日付で「B 外1名」を名宛人とし、B及び審査請求人を納税義務者とする平成28年度（2016年度）固定資産税・都市計画税納税通知書〔土地・家屋〕（以下「本件通知書」という。）を送付したが、宛先不明で返送された。
- 3 平成28年〇月〇日、処分庁は返送された本件通知書を審査請求人に送付した。
- 4 平成28年5月28日、審査請求人は、本件処分を不服とし、西宮市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 審査請求人は、本件土地購入後、本件土地について一度も固定資産税及び都市計画税の請求を受けたことがない。
- (2) 本件土地は、間口が狭く、車も入れない何の利もない土地である。
- (3) 本件土地は、前年5%で本年20%課税されているように思う。
- (4) これまでどおり本件土地を非課税とするため、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁の主張

審査庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却することが適当であるとしている。

- (1) 本件土地に係る平成28年度の固定資産税及び都市計画税の課税標準額は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第18条第1項及び附則第25条第1項の規定に基づき計算すると同法第351条及び第702条の2第2項に規定する免税点を超えるものとなることから、免税点未満であったため課税されなかった平成27年度以前と異なり、平成28年度は本件処分のおりの賦課処分となる。
- (2) よって、本件処分の維持が妥当であると考えため、本件審査請求について、審理員意見書の内容と同じく棄却することが適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 本件土地が法第351条及び第702条の2の非課税の要件に該当するか否かについて

平成27年度（2015年度）土地・家屋課税台帳（名寄帳）によれば、平成27年度の本件土地に係る固定資産税の課税標準額は〇〇〇〇円であり、都市計画税の課税標準額は〇〇〇〇円であった。

よって、土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が30万円に満たない場合においては固定資産税を課することができないとする法第351条の規定が適用されるため、平成27年度の本件土地に係る固定資産税は非課税となり、更に同条の規定により固定資産税を課することができない土地に対しては都市計画税を課することができないとする法第702条の2の規定が適用されるため、都市計画税についても非課税となった。

しかし、平成28年度（2016年度）土地・家屋課税台帳（名寄帳）によれば、本件土地に係る固定資産税の課税標準額は〇〇〇〇円であり、都市計画税の課税標準額は〇〇〇〇円である。

よって、平成28年度においては、本件土地に係る固定資産税の課税標準額は30万円以上となり、法第351条の規定は適用されないため、固定資産税は非課税とならず、同条の規定が適用されない以上、法第702条の2の規定も適用されないため、都市計画税についても非課税とならなかったものであり、本件処分は、法の規定に従い適正になされたものである。

- (2) 上記以外の違法性又は不当性等についての検討

ア 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、本件土地について、間口が狭く、車も入れない何の利もない

土地である、などと主張するが、これらは、本件土地の価格についての不服をいうものと考えられる。

しかし、固定資産税の賦課についての審査請求においては、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない（法第432条第3項）から、これらの主張は、賦課処分の取消しを求める本件審査請求においては失当である。

イ 本件処分の名宛人について

本件処分における平成28年度（2016年度）固定資産税・都市計画税納税通知書においては、左上枠に「B 外1名 様」と記載されていることから、本件納税通知書は、本件土地に係る平成28年度固定資産税及び都市計画税の連帯納税義務者であるB宛のものが審査請求人に送付されたともみることできる。そうすると、審査請求人に対しても、Bに対しても本件処分の効力が未だ発生していないといえなくもない。

しかし、本件処分は、処分庁が審査請求人に本件処分をする意思をもってなされており、審査請求人も本件処分が審査請求人に対してされたものと認識していると認められること、本件納税通知書には納税義務者名として審査請求人の氏名も記載されていること、また、審査請求人が未だ本件処分がなされていないと主張し、本件審査請求の却下を求めているとも考えられないため、本件審査請求を却下すべきとは判断しない。

第5 審査会の判断の理由

1 審査請求人の主張について

平成28年6月29日付けの審査請求人からの反論書において、「本件土地の評価額が上がったのはわかるが、これまでどおり非課税としてほしい。」との記述があることから、評価額が上がった経過については一定の理解がなされているが、平成27年度以前と同様に本件土地が法第351条及び第702条の2の非課税の要件に該当するべきであるとしてなされた審査請求であることが認められる。

2 本件に係る法令等の規定及び本件土地が法第351条並びに第702条の2の非課税の要件に該当するか否かについて

本件処分は、審理員意見書のとおり、平成28年度の本件土地に係る固定資産税の課税標準額は30万円以上であり、法第351条の規定が適用されないため、固定資産税は非課税とならず、同条の規定が適用されない以上、法第702条の2の規定も適用されないため、都市計画税についても非課税とならなかったものであると認められ、本件処分に関する法令等及びその計算方法に誤りは認められない。

よって、本件処分が法の規定に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないことが認められる。

3 審査請求人の主張以外の違法性又は不当性等についての検討

審理員意見書において、審査請求人の主張以外の違法性又は不当性等の検討として、本件審査請求が本件土地の価格についての不服でないか検討がされているが、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を本件審査請求についての不服の理由として主張することは失当であるとした審理員の判断は相当であると認められる。

また、本件処分の効力が審査請求人に対して発生しているかについても審理員意見書において検討がされているが、処分庁が審査請求人に本件処分をする意思をもってなされている等本件処分に係る種々の事情から、本件審査請求を却下すべきとは判断しないとした審理員の判断は相当であると認められる。

また、その他本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 まとめ

よって、本件処分に何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求を棄却することが適当であるという審査庁の意見は妥当であると判断する。

第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
平成28年8月2日	—	諮問書を受理
平成28年9月28日	第1回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
平成28年11月4日	第2回審査会	諮問内容の検討及び答申案の審議
平成28年11月28日	第3回審査会	諮問内容の検討及び答申案の審議
平成28年12月26日	第4回審査会	諮問内容の検討及び答申案の審議
平成29年1月20日	—	答 申

西宮市行政不服審査会

会長 藤 本 久 俊

委員 近 藤 剛 史

委員 前 田 雅 子